

告示

埼玉県告示第千三十六号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項第二号ロの規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和四十八年環境庁告示第百五十四号）第一に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成三十年九月二十日から施行する。

昭和五十七年埼玉県告示第千八百四十一号（航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について）は、平成三十年九月二十五日限り、廃止する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

地域の類型	当てはめる地域
I	別表に掲げる地域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域。ただし、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百十九号）別表第八に定める入間基地の存する地域を除く。
II	別表に掲げる地域のうち、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表

一 入間飛行場の滑走路の南側の短辺の中心と北側の短辺の中心を通る直線（以下この号において「中心線」という。）から中心線と直角方向に東へ三千メートルの点を通る中心線と平行な直線、中心線から中心線と直角方向に西へ二千メートルの点を通る中心線と平行な直線、南側の短辺の中心と北側の短辺の中心から等距離にある中心線上の点（以下この号において「中心点」という。）から中心線南へ七千メートルの点を通る中心線と直角をなす直線及び中心点から中心線北へ一万メートルの点を通る中心線と直角をなす直線で囲まれた地域

二 横田飛行場の滑走路の南側の短辺の中心と北側の短辺の中心を通る直線
（以下この号において「中心線」という。）から中心線と直角方向に東へ
三千メートルの点を通る中心線と平行な直線、中心線から中心線と直角方
向に西へ二千メートルの点を通る中心線と平行な直線、埼玉県と東京都と
の境界線及び南側の短辺の中心と北側の短辺の中心から等距離にある中心
線上の点から中心線上北へ一万七千メートルの点を通る中心線と直角をな
す直線で囲まれた地域